

(参考) 土地貸付料について

土地貸付料については、公募要項P. 13「8 貸付条件等(3)」に記載のとおり、定期借地権設定契約の締結時点において、正式な貸付料を決定いたしますが、収支計画等を作成する際の参考として、現時点での予定額を下記のとおりお示しいたします。

時価評価額(月額) - (時価評価額(月額) × 75%) ※75%減額申請の場合

$$= \underline{\text{月額：344,000円}}$$

(千円未満切り上げ。消費税額相当分及び地方消費税額相当分を含む。)